計画の内容

第4章

重点分野

男女共同参画社会づくりに向けての意識の醸成

【現状と課題】

これまで、基本法などの法令の整備をはじめとして、男女共同参画を推進するための様々な取組がなされてきましたが、「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識は人々の中に根強く残っており、これに基づく慣習・慣行などは、男女の多様な生き方の選択や能力発揮を阻害する要因となっています。意識調査の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では「賛成派」及び「反対派」並びに「どちらともいえない」が同程度占めていますが、性別で見ると、男性では「賛成派」が40.0%、一方、女性では「反対派」が38.4%を占めており、男女の意識の差がうかがえます(図表14ページ)。

また、男女の地位についても、社会の様々な分野で男性優遇感*を持つ人が依然として多く、「社会通念・慣習・しきたり」で男性優遇感を持つ人の割合が67.1%、次いで、「政治の場」(65.9%)、「社会全体」(64.8%)となっています(図表13ページ)。

このような状況を解消し、男性や子ども、あらゆる年代のあらゆる人々にとって、男女共同参画が必要であることを共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていく必要があります。

さらに、市民が、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行に気づき、その見直しに向けて主体的に行動を起こすよう、男女共同参画の推進に必要な知識の普及と理解の定着を図るため、積極的な広報・啓発を展開していく必要があります。

《施策の基本的方向》

① あらゆる人に理解と共感を広げる広報・啓発の推進

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても、生きやすい社会を築くことにつながります。このため、男女共同参画の理念について、あらゆる人が共感し、理解することができるよう分かりやすい広報・啓発を推進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|-----------|---------------------------|-------|
| | | 多様なメディアを活用し、あらゆる層に対し、男女共同 | |
| 1 | 男女共同参画広報啓 | 参画社会の形成の意義と責任やそれぞれの立場から | 市民協働課 |
| 1 | 発事業 | の参画への取組を重視した広報・啓発活動を推進しま | 印氏協働課 |
| | | す。 | |

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|-------------|---------------------------|-----------|
| | | 性別や年齢に関わらず、誰もが地域社会を構成する一 | |
| | | 員として尊重される社会を実現するため、男女共同参 | |
| 2 | 男女共同参画を推進す | 画の理解や人権意識の醸成を図る講演会・学習会等 | 士 兄 切 掛 細 |
| 2 | る学習会等の開催 | を開催します。なお、その際には、性別にかかわらず、 | 市民協働課 |
| | | 様々な年代、多様なライフスタイルによる参加機会の不 | |
| | | 平等がないよう配慮します。 | |
| | | 男女共同参画についての気づきと意識の浸透が図ら | |
| 3 | 地域コミュニティ活動の | れるよう、地域住民が参画し多様な視点から地域課題 | 士 兄 切 掛 細 |
| 3 | 支援 | を解決するための取組を行う自治会や運営協議会に | 市民協働課 |
| | | 対し支援します。 | |
| | 古職員な対毎しした田 | 男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共 | |
| 4 | 市職員を対象とした男 | 同参画の視点を導入できるよう市職員を対象とした研 | 市民協働課 |
| | 女共同参画研修の実施 | 修を実施します。 | |

| 取組 | 指標項目 | | 現況値 | | 目標値 | |
|----|----------------------------|---------|-----|---------|-----|--|
| 番号 | 16 1875 1 | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 | |
| | 社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合 | 20.8% | 24 | 30.0% | 29 | |
| 1 | 固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という | 31.9% | 24 | 50.0% | 29 | |
| | 考え)にとらわれない市民の割合 | 31.9 /0 | 24 | 30.0 /6 | 29 | |
| 2 | 男女共同参画フォーラム、セミナー参加者数 | 463 人 | 24 | 500 人 | 30 | |

② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

家庭・地域・職場など、様々な場における男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる慣習 や慣行について、市民の関心を喚起し、市民による主体的な見直しが進むよう広く呼びかけや啓発 を行います。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 男女共同参画の取組 取組内容 | |
|------|------------|---------------------------|------------------------|
| | 固定的性別役割分担 | 家庭や地域、職場など様々な場における慣習・慣行の | |
| 5 | 意識に基づいた慣習・ | うち、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられ | 市民協働課 |
| 5 | 慣行の見直しのための | る性差別や固定的な性別による役割分担意識に基づ | 川氏協側硃 |
| | 啓発 | いた慣習・慣行について、その見直しを呼びかけます。 | |
| | | 多様なメディアを活用し、あらゆる層に対し、男女共同 | |
| 1 | 男女共同参画広報啓 | 参画社会の形成の意義と責任やそれぞれの立場から | 去 足物 為 部 |
| (再掲) | 発事業 | の参画への取組を重視した広報・啓発活動を推進しま | 市民協働課 |
| | | す。 | |

| 取組 | 指標項目 | | 現況値 | | 目標値 | |
|--------|----------------------------|--------|----------------|-------|-----|--|
| 番号 | | | 年度 | 数值 | 年度 | |
| | 社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合 | 20.8% | 24 | 30.0% | 29 | |
| 1 (再掲) | 固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という | 31.9% | 24 | 50.0% | 29 | |
| | 考え)にとらわれない市民の割合 | 31.970 | 2 4 | 50.0% | 49 | |

重点分野

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

人は、その成長過程において周囲の様々な影響を受けて育まれていきます。そのため、人格形成が始まる幼児期から、適切な人権意識や男女平等感を育てていく必要があります。

このことから、教育の果たす役割は極めて重要であり、家庭、職場、学校、地域など様々な場面において、次代を担う子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、発達段階に応じて、それぞれの個性と能力を十分に伸ばすことができるよう男女共同参画の視点に基づいた教育や学習を推進することが大切です。意識調査の結果では、9割程度の人が、「男の子も女の子も同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ」や「男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせるほうがよい」という考えに賛成している反面、「男の子は理科系、女の子は文科系に進んだほうがよい」に賛成する人は9.5%にとどまっています(図表 16ページ)。

このことから、性別にとらわれず、子どもの自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育が期待されていることがうかがえます。

また、教育の場においては、指導する立場にある教職員や保護者の男女共同参画意識を高める取組を進めることも大切です。

さらに、あらゆる世代の男女が自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身につけることができるようにするためには、生涯にわたって学習の機会が確保されることが求められます。

このため、学習機会の提供など多様なキャリア形成を支援する取組が必要です。

《施策の基本的方向》

① 教育の場における男女共同参画の推進

学校教育をはじめ、家庭教育、生涯学習など、あらゆる教育の場において、教育に携わる者が、 男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発を行います。

また、男女とも、一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の充実に努めます。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|-----------|--------------------------|-------|
| | | 児童生徒が、性別にとらわれず、お互いの個性や人権 | |
| 6 | 人権教育推進事業 | を尊重する意識や態度を育成する人権教育を推進しま | 学校教育課 |
| | | す。 | |
| | | 教職員の男女共同参画に関する意識の高揚と指導力 | |
| 7 | 教職員研修事業 | の向上を図るための各種研修を人権教育研修の中で | 学校教育課 |
| | | 行います。 | |

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|----------------|
| 8 | キャリア教育※推進事業 | 児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分の個性や価値観を理解して主体的に進路を 決定することができるよう、総合的なキャリア教育を推 | 学校教育課 |
| | | 進します。 | |
| 9 | メディア・リテラシー**向 上事業 | メディアからの様々な情報を正しく理解する能力や、 自他の権利を尊重して行動する態度が育まれるよう、 メディア・リテラシー向上のための教育を推進するとと もに学習機会を提供します。 | 学校教育課 市民協働課 |
| 10 | セクシュアル・ハラスメン ト*防止事業 | 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた 研修会等を実施するとともに、相談しやすい環境づく りを推進します。 | 学校教育課 |
| 11 | 発達段階に応じた性教 育事業 | 性に関する正しい知識をもち、自他の生命や人権を 尊重する心を育成するため、児童生徒の発達段階に 応じた性教育を行います。 | 学校教育課 |
| 12 | 社会教育関係者の意識 啓発 | 青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者 に対して、様々な機会を活用し、男女共同参画に ついての意識啓発に努めます。 | 社会教育課 |

※キャリア教育:一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

※メディア・リテラシー:メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※セクシュアル・ハラスメント:性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けたものの対応により当該者に不利益を与えること。

② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習や能力開発を推進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------|--------------------------|----------------------------|----------------|
| | | 男女が各人の個性を伸ばし、性別にとらわれず心豊 | |
| | 男女共同参画の視点に | かで生きがいのある人生が送られるよう、生涯学習 | |
| 13 | カダ共同参画の祝点に 立った生涯学習の推進 | の機会を提供します。また、出前講座の実施にあた | 社会教育課 |
| | 立つた生住子首の推進 | っては、市民の置かれている状況や多様なニーズに | |
| | | 配慮します。 | |
| | | 男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助 | |
| 14 | 男女共同参画の視点に | け合うような人間形成を図るため、家庭教育学級を | 社会教育課 |
| 14 | 立った家庭教育の推進 | はじめ、様々な機会を捉え、子育てや家庭教育に関 | 仁云钗月味 |
| | | する学習機会を提供します。 | |
| | | 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に | |
| 15 | 女性の生涯にわたる学 | おける活動に参画するための力をつけるため、女性 | 社会教育課 |
| 15 | 習機会の充実 | の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応 | 仁云钗月味 |
| | | する生涯にわたる学習機会を充実させます。 | |
| | | 教職員の男女共同参画に関する意識の高揚と指導力 | |
| (再掲) | 教職員研修事業 | の向上を図るための各種研修を人権教育研修の中で | 学校教育課 |
| | | 行います。 | |
| | | 児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれ | |
| 8 | キャリア教育推進事業 | ず、自分の個性や価値観を理解して主体的に進路を | 学校教育課 |
| (再掲) | コヤン/ 牧月1世世尹未 | 決定することができるよう、総合的なキャリア教育を推進 | 一丁仪 仪月晰 |
| | | します。 | |

重点分野

あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

【現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス*等の暴力は、人権を侵害し男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、これまでは、個人、家庭、職場の問題として、見過ごされてきました。

これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性に対する差別意識に根ざした社会的、構造的問題があると考えられています。意識調査の結果を見ると、女性の人権が非常に尊重されていないと感じることは「痴漢行為」で67.0%と最も多く、次いで、「女性に対するストーカー(つきまとい行為)」(60.8%)、「家庭内での夫から妻への暴力」(58.9%)となっています。また、配偶者等からの暴力の経験では、「大声で怒鳴られる」(20.6%)、次いで「「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」と言われる」(5.6%)、「何でも勝手に決め、命令される」(5.6%)となっています(図表 18 ページ)。

今後とも、これらの暴力行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け 関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

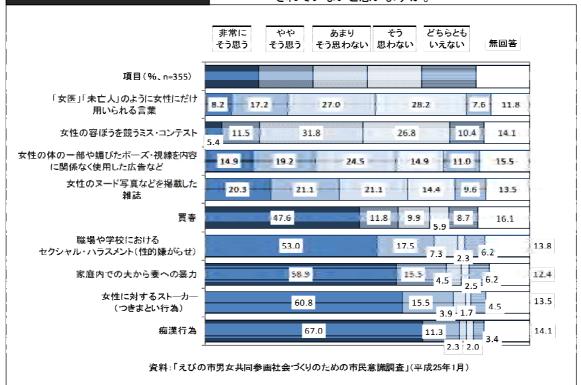
また、近年、高度情報化が進展する中で、新聞やテレビ、インターネットなどのメディアによる情報が人々に非常に大きな影響を与えています。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性がより広く理解される可能性がある一方で、固定的な性別による役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面のみを強調したり、暴力を肯定した表現をしたりなど、メディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力の向上に向けた学習・啓発への取組が必要です。

なお、今年度より、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づき、えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画を策定し、本計画と一体となってDVの根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組みます。

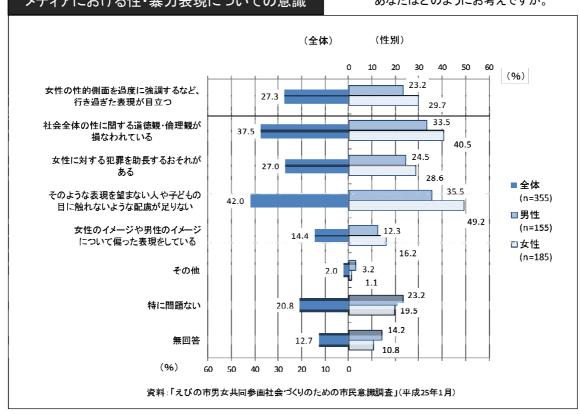
女性の人権についての意識

(問)次にあげる事柄について、女性の人権が尊重 されていないと思いますか。



メディアにおける性・暴力表現についての意識

(問)メディアにおける性・暴力表現について、 あなたはどのようにお考えですか。



① 性に基づくあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶に向け、被害が潜在化しないための相談体制を充実するとともに、関係機関との連携のもと、被害者が心身ともに回復し、自立に向かえるよう被害者のニーズに即した支援に取り組みます。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|---------------|---------------------------|---------|
| 16 | 「えびの市女性相談所」 | 本市におけるDV相談窓口である「えびの市女性相談 | 総務課 |
| 10 | の周知 | 所」の周知を図ります。 | 形心1分 1木 |
| | 「えびの市DV被害者支 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の救済にむけた | |
| 17 | 援連絡会議」の充実 | 取組を進めるため、関係機関との連携を図り、情報交 | 総務課 |
| | 饭 <u>牌</u> 招云 | 換を行います。 | |
| | 被害者への相談体制の | 被害者それぞれの状況に応じた迅速な対応ができるよ | |
| 18 | 充実 | うに関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害 | 総務課 |
| | | 者の意思を尊重した情報提供及び支援を行います。 | |
| | | 子どもや家庭に関する様々な相談に適切に対応するた | |
| 19 | 子どもに関する相談体 | め、また、地域において児童虐待の発生防止、早期発 | 福祉事務所 |
| 19 | 制の充実 | 見・早期対応を行うため、関係機関との連携のもと、相 | 油仙子物房 |
| | | 談体制の充実を図ります。 | |
| 20 | 住民基本台帳事務にお | 住民基本台帳事務における支援措置を各課と連携し | 市民環境課 |
| 20 | ける支援措置の実施 | て行います。 | 川以來免啉 |
| 21 | 古労住宅への優失1日 | 住宅の確保に困窮しているDV被害者を支援するた | 財産管理課 |
| 41 | 市営住宅への優先入居 | め、公営住宅に優先的に入所させます。 | |

| Ī | 取組 | 指標項目 | 現別 | 元値 | 目相 | 票値 |
|---|----|--------|-----|----|-----|----|
| | 番号 | | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 |
| | 19 | 家庭相談員数 | 2 人 | 25 | 2 人 | 30 |

② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、暴力を許さない社会意識 の醸成を図ります。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|--------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| | | 配偶者等からの暴力に対する理解を広め、配偶者等か | |
| 00 | 多様な機会をとらえた | らの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報 | ◊ ◊◊ 조 જ ∋ π |
| 22 | 広報·啓発 | 紙、市ホームページへの掲載、リーフレットの配布など | 総務課 |
| | | 多様な機会を捉えた広報・啓発を進めます。 | |
| | | 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会 | |
| | 「女性に対する暴力を | に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとと | |
| 23 | なくす運動」※期間中の | もに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力 | 総務課 |
| | 集中的な広報・啓発 | の実態が潜在化することがないようにするため、広報・ | |
| | | 啓発を進めます。 | |
| | | DVに対する正しい理解を社会に広め、被害者が周囲 | |
| 24 | DV防止法の周知 | の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化す | 総務課 |
| | | ることのないようDV防止法の周知を図ります。 | |
| | | 中・高校生等の若年層を対象に、個人の尊厳を傷つけ | |
| 25 | デートDV*防止に関す | る暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊 | 総務課 |
| 20 | る広報・啓発の推進 | 重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提 | 応伤硃 |
| | | 供し、啓発を進めます。 | |
| | セクシュアル・ハラスメン | セクシュアル・ハラスメントは被害者の人権を著しく侵害 | |
| 26 | ト防止に向けた広報・啓 | する行為であり、生活への深刻な影響を与える社会的 | 総務課 |
| 20 | 下別正に同りた仏報・各 発活動の推進 | に許されない行為であるという認識を徹底させるため広 | 観光商工課 |
| | 光伯男//推進 | 報・啓発を進めます。 | |
| | 地域のあらゆる主体に | 子どもに関わる保育園・幼稚園等様々な立場の者が子 | |
| 27 | 地域のあらゆる主体における子どもの見守りの | どもを見守り、虐待があった場合は、関係機関との連携 | 福祉事務所 |
| 41 | ねりる子ともの兄子りの 推進 | により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止 | 1田仙尹伤川 |
| | 1比性 | 法に基づく通告制度の周知を図ります。 | |

※女性に対する暴力をなくす運動: 毎年 11 月 12 日から 25 日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの 2 週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。 平成 13 年 6 月 5 日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

[※]デート DV: 恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|--|--|----------------|
| 28 | 青少年の健全育成の推 進 | 関係機関との連携のもと、情報共有及び支援体制を構築することにより、青少年の健全育成を推進します。 | 社会教育課 |
| 29 | 地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備 | 地域の高齢者や子育で経験者などの協力による体制 づくりを推進する等、地域で子どもを育む体制を整備します。 | 社会教育課 |
| 30 | 高齢者と子どもの見守り 体制の構築と地域福祉 活動の推進 高齢者等が安心して生活できるよう、ひとり暮らして 齢者世帯等の実態を把握し、民生委員をはじめ地域 民による高齢者と子どもの見守り等の地域福祉活動 | | 福祉事務所 長寿介護課 |
| 31 | 地域における防犯対策の推進 | 市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や 犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、安全・安心な まちづくりを進めるとともに、防犯意識の高揚のため、広 報・啓発に努めます。 | 市民協働課 |
| 32 | 申出への対応体制の整備 | えびの市男女共同参画推進条例第15条第2項の規定 に基づき、市へ苦情の申出があった場合の対応体制を 整備し、適切な対応に努めます。 | 市民協働課 |
| 1 (再掲) | 男女共同参画広報啓 発事業 | 多様なメディアを活用し、あらゆる層に対し、男女共同 参画社会の形成の意義と責任やそれぞれの立場から の参画への取組を重視した広報・啓発活動を推進しま す。 | 市民協働課 |
| 10 (再掲) | セクシュアル・ハラスメント防止事業 | 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた 研修会等を実施するとともに、相談しやすい環境づくり を推進します。 | 学校教育課 |

| 取組 | 指標項目 | 現況(| 直 | 目標化 | 直 |
|------|----------------------------|-------|----------------|-------|----|
| 番号 | 担保 | | 年度 | 数值 | 年度 |
| 20 | 生き生き地域支え合いの実施地区 | 46 地区 | 24 | 52 地区 | 30 |
| 30 | 緊急通報システム利用者 | 36 人 | 24 | 40 人 | 30 |
| 31 | 青色パトロール支援事業 | 2か所 | 24 | 4か所 | 30 |
| | 社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合 | 20.8% | 24 | 30.0% | 29 |
| (再掲) | 固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という | 31.9% | 24 | 50.0% | 29 |
| | 考え)にとらわれない市民の割合 | 31.9% | 2 4 | 50.0% | 49 |

③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

メディアは、人々の意識の形成に様々な形で大きな影響を与えており、女性に対する暴力の容認 や性暴力の誘発などを招きかねないことが指摘されています。

このことから、メディア・リテラシーを向上させるための支援とともに、市が発行する刊行物等について、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------|--------------|----------------------------|-------|
| | | 広報・刊行物を作成する際には、えびの市男女共同参 | |
| | 市の広報紙・刊行物等 | 画推進条例の基本理念を踏まえ、職員一人ひとりが、 | |
| 33 | の表現に対する配慮の | 性別による固定的役割分担意識や固定観念にとらわ | 関係各課 |
| | 徹底 | れた表現を行うことのないよう自己チェックに努め、市民 | |
| | | の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。 | |
| | 大字回事体担制の働き | 性の商品化や暴力を助長する有害図書等規制の働き | |
| 34 | 有害図書等規制の働き | かけのため、関係機関と連携し、立入り調査・指導を行 | 社会教育課 |
| | かけ | います。 | |
| | | メディアからの様々な情報を正しく理解する能力や、自 | |
| 9 | メディア・リテラシー向上 | 他の権利を尊重して行動する態度が育まれるよう、メデ | 学校教育課 |
| (再掲) | 事業 | ィア・リテラシー向上のための教育を推進するとともに学 | 市民協働課 |
| | | 習機会を提供します。 | |

重点分野

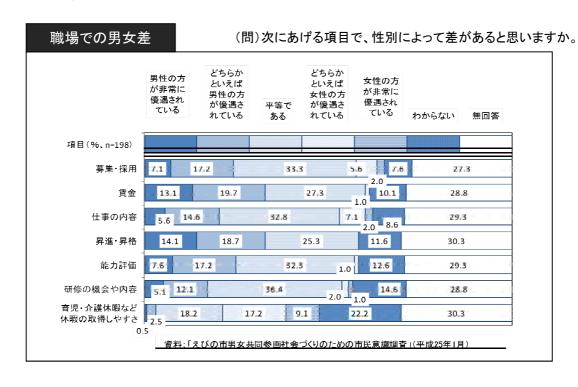
労働の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、また、働くことは自己実現につながるものでも あることから、働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮することができる環境づくりは、す べての市民が生きがいを持って暮らせる社会の実現という点からも極めて重要です。

しかし、現実には、生活に合わせた柔軟な働き方が困難なことや、賃金や昇進・昇格、就業形態など、職場における機会や待遇に男女の格差が存在しているケースがあり、意識調査の結果では、「賃金」「昇進・昇格」で男性優遇感を感じている人の割合が32.8%となっています。

男女雇用機会均等法や労働基準法などに基づき、労働の場における男女の均等な機会及び待遇の確保と、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保に向けた取組を進めていく必要があります。また、農林業や商工業等の自営業に従事する女性は、経営の実質的な担い手として重要な役割を果たすとともに、食に対する安全や消費者の信頼の確保という視点からも大きな役割が期待されています。しかしながら、事業と生活の場が密接不可分であることから、事業活動、家事労働に対する評価が十分とは言えない状況にあります。このため、研修会や講習会等を通じて女性の資質向上を図っていくとともに、経営と家計の分離を進める必要があります。



① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保と、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保に向けた取組が進むよう啓発に努めます。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|---------------------------------------|---|----------|
| 35 | 男女雇用機会均等法の 周知徹底 | 男女雇用機会均等法の趣旨が周知されるよう広報・啓 発に努めます。 | 観光商工課 |
| 36 | 就職に関する相談 | ハローワークなどの関係機関と協力し、若年者や離職 者等への就職説明会の実施、職業紹介等の情報提供 の充実を図ります。 | 観光商工課 |
| 26 (再掲) | セクシュアル・ハラスメン ト防止に向けた広報・啓 発活動の推進 | セクシュアル・ハラスメントは被害者の人権を著しく侵害 する行為であり、生活への深刻な影響を与える社会的 に許されない行為であるという認識を徹底させるため広 報・啓発を進めます。 | 総務課観光商工課 |

| 取組 | 指標項目 | 現別 | 元値 | 目相 | 票値 |
|----|-------------|-----|----|------|----|
| 番号 | · | | 年度 | 数值 | 年度 |
| 36 | 就職説明会女性参加者数 | 9 人 | 24 | 15 人 | 30 |

② 農林業・商工自営業における男女共同参画の推進

農林業・商工自営業は、事業と生活の場が密接不可分であることから、特に、家庭労働を担う女性は長時間労働となりがちであるとともに、事業活動、家事労働に対する評価が不十分な状況にあります。

このため、女性の働きの適正な評価と男女共同参画が促進されるよう環境を整備します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|-------------------|--------------------------|-----------|
| | 農業関係審議会等にお | 女性農業者の意見・見識を反映させるため、委員公募 | 畜産農政課 |
| 37 | 展来関係 はる女性参画の推進 | の際、関係団体に女性の推薦を依頼するなど、企画立 | 農業委員会事 |
| | いる女任参画の推進 | 案・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。 | 務局 |
| | 家族経営協定*締結の | 女性の労働が適正に評価されるよう、家族間の役割分 | 畜産農政課 |
| 38 | | 担や就業条件を明確にする家族経営協定の推進に努 | 農業委員会事 |
| | 推進 | めます。 | 務局 |
| 39 | 女性認定農業者*の育 | 女性が経営などに参画する機会を確保するための認 | 女 李 典 水 部 |
| 39 | 成 | 定農業者の育成に努めます。 | 畜産農政課 |
| 40 | 農村女性会議等の体制 | 農村女性会議を通して、講演会や体験学習等の実施 | 畜産農政課 |
| 40 | の充実 | など、学習機会等を提供します。 | 宙生辰以硃 |
| | 農業従事者や女性加 | 女性農業従事者や女性加工グループに対し、女性が | |
| 41 | エグループに対する支 | 自らの力を発揮するための研修の実施や支援を行いま | 畜産農政課 |
| | 援 | す。 | |

[※]家族経営協定:経営責任の分担や各人の経営者能力の養成・発揮を通じて、家族経営農業の新たな発展基盤を築くため、農業経営の方法や収入の配分、移譲計画や生活上の諸事項についての取り決めること。

[※]認定農業者: 農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画(農業経営改善計画)を市町村から認定された者。

③ 多様な働き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

雇用・就業形態の多様化に対応し、女性も男性もそのライフスタイル等に応じて柔軟に働き方を選択できるよう情報提供を行うとともに、女性の再チャレンジに向けた能力開発の支援に努めます。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|------------------------------------|---|-------|
| 42 | 職業訓練に関する情報 提供 | 安定した就労、職域拡大のため、職業訓練に関する情報提供を行います。 | 観光商工課 |
| 43 | パートタイム労働者・派 遣労働者に対する相談 体制の整備 | 関係機関との連携を図り、相談窓口に関する情報提供を行います。 | 観光商工課 |
| 44 | 多様な働き方を可能に するための広報・啓発 | 一人ひとりのライフスタイルに応じて多様な働き方ができるよう、法制度の周知・啓発を図るとともに、女性の再チャレンジ(再就職、起業等)に向けて能力開発のための学習機会の提供や情報提供に努めます。 | 市民協働課 |



男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

【現状と課題】

住民の意識やライフスタルの変化に加え、少子高齢化が課題となっている現在、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進は、企業や経済社会が活性化するだけでなく健康や個人生活の充実のためにも重要であり、その実現には男女がともに働き方を見直し、個人それぞれの多様な価値観に基づいた生活ができる環境をつくることが求められます。少子高齢社会の到来に伴い労働力不足の事態が生じることが懸念され、これからの家庭や地域の経済力を維持し活性化するために、女性の労働力に対する期待も大きく女性の持つ多様な知恵や視点を新たに取り入れることが重要となります。

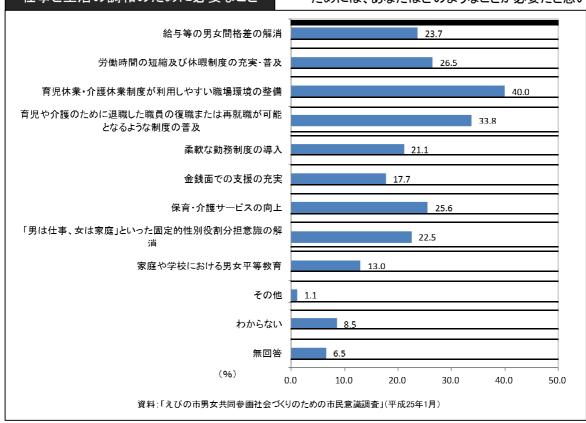
意識調査の結果を見ると、仕事と生活の調和ために必要なこととして、「育児休業・介護休業制度が利用しやすい職場環境の整備」(40.0%)、「育児や介護のために退職した職員の復職または再就職が可能となるような制度の普及」(33.8%)、「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」(26.5%)を望む人が多くなっています。

このことから、男女がともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性を認識するとともに、事業者が個人の多様な選択を可能にする制度を構築し、支援していくことが重要となります。

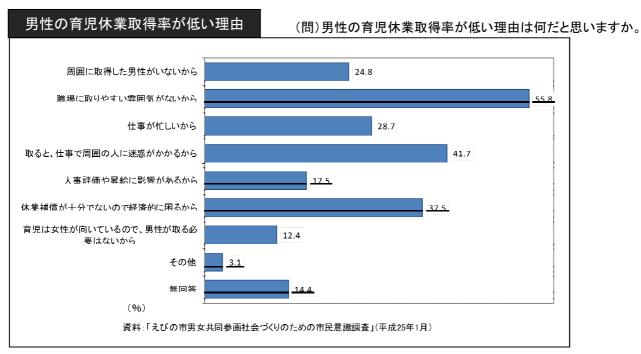
また、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、住み慣れた地域で家庭生活と地域生活を両立することができるよう、子育てや介護を地域全体で支援していくという意識の啓発と環境の整備が必要です。



(問)男女が共に仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能とする ためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。







① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発を行い、多様な働き方・生き方が選択でき、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。

また、育児休業・介護休業制度の普及・定着に努めます。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|--------------|---------------------------|-------|
| | 仕事と生活の調和(ワー | 国・県が発行するポスター、パンフレットの掲示及び配 | |
| 45 | ク・ライフ・バランス)の | 布の実施等により、仕事・家庭生活・地域活動の調和を | 観光商工課 |
| | 普及•促進 | 図るための広報・啓発を行います。 | |
| | 育児や介護を担う労働 | | |
| 16 | 者が働きやすい体制づ | 県や福祉事務所と連携して、「仕事と家庭の両立応援 | 細小女工調 |
| 46 | くりに向けた広報・啓発 | 宣言」**登録企業拡大を図ります。 | 観光商工課 |
| | の推進 | | |
| | | 働く人が健康で豊かな生活がおくれるよう、事業主に対 | |
| 47 | 労働時間短縮等の啓発 | し、労働時間の弾力的な運用や年次休暇の取得促進 | 観光商工課 |
| | | のための広報・啓発を行います。 | |
| | 企業等での積極的改善 | 企業等における積極的改善措置の取組を促進するた | |
| 48 | 措置(ポジティブ・アクシ | | 市民協働課 |
| | ョン)*の広報・啓発 | め、関係機関との連携により情報提供等に努めます。 | |

《成果指標》

| 取組 | 指標項目 | 現況 | 元値 | 目相 | 票値 |
|----|-------|-----|----|-----|----|
| 番号 | 号 | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 |
| 46 | 登録企業数 | 2 件 | 24 | 5 件 | 30 |

※仕事と家庭の両立応援宣言:宮崎県が実施している取組で、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。

※積極的改善措置(ポジティブ・アクション):様々な分野において、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して当該機会を積極的に提供することをいう。例えば、労働の分野では、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的積極的取組を指す。

② 家庭における男女共同参画の推進

家庭生活において、男女がともに子育て・介護・家事を担えるよう、家庭生活における男女共同参画を進めるため、各種講座等の開催などを通して啓発活動を行います。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------|------------|--|-------|
| | | 食生活改善推進員の活動として、料理教室を開催しま | |
| 49 | 男性のための料理教室 | す。男性も食に関心を持ち、健康意識を高められるよう にするとともに、男性が厨房に立つことに対する意識改 | 健康保険課 |
| | | 革、自立支援につなげていきます。 | |
| | | 多様なメディアを活用し、あらゆる層に対し、男女共同 | |
| 1 | 男女共同参画広報啓 | 参画社会の形成の意義と責任やそれぞれの立場から | 市民協働課 |
| (再掲) | 発事業 | の参画への取組を重視した広報・啓発活動を推進しま | 川氏協側硃 |
| | | す。 | |

| 取組 | 指標項目 | 現況値 | | 目標値 | |
|-----------|----------------------------|---------|----------------|---------|----|
| 番号 | 号 | | 年度 | 数值 | 年度 |
| 49 | 男性のための料理教室の開催回数 | 6 回 | 24 | 6 回 | 30 |
| | 社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合 | 20.8% | 24 | 30.0% | 29 |
| 1 (再掲) | 固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という | 31.9% | 24 | 50.0% | 29 |
| (1716)/ | 考え)にとらわれない市民の割合 | 31.9 /0 | 2 4 | 50.0 /0 | 49 |

③ 多様なライフスタイルに対応した子育で・介護支援の充実

男女がともに仕事と家庭や地域生活を両立できるよう、多様なニーズに対応した子育て支援や介護サービスの充実に努めます。また、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、支援を行う体制の整備に努めます。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|---------------------|----------------------------|----------|
| | | 性別に関わらず、男女それぞれが個性と能力を発揮で | |
| | | きるよう、子育て中の保護者の多様なニーズに対応す | |
| 50 | 特別保育サービス事業 | るため、延長保育*・一時保育*・障害児保育等を行い | 福祉事務所 |
| 30 | 特別休月9 ころ事業 | ます。なお、保育サービスの提供に際しては、乳幼児 | 1田(江) |
| | | 期の子どもたちへの影響を考慮し、固定的な性別役割 | |
| | | 分担意識に基づく慣行を見直すなどの配慮をします。 | |
| | | 多様な子育てのニーズに対応できるよう、放課後児童 | |
| 51 | 放課後児童クラブ**事業 | クラブを設置します。設置に際しては、利用したい人が | 福祉事務所 |
| 91 | | 必要なサービスを受けられるよう受け入れ児童数の拡 | (田仙子/57) |
| | | 充に努めます。 | |
| | 地域子育て支援センタ | 就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会 | |
| 52 | 地域サ青く文後ピンダー事業 | の実現に向け、社会全体で子育てを支えるという観点 | 福祉事務所 |
| | | から、地域子育て支援センター事業を実施します。 | |
| | | 地域が協働して子育てを支援できるよう、ファミリーサポ | |
| 53 | ファミリーサポートセンタ | ートセンターを設置します。なお、事業の積極的な周知 | 福祉事務所 |
| 55 | 一**事業 | を行い、お願い会員、お助け会員、利用件数の増加に | 簡似事物別 |
| | | つながるように努めます。 | |
| | 地域包括支援センター | 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活 | |
| 54 | 地域包括文後ピングー *運営事業 | できるよう、地域包括支援センターにおいて総合的な | 長寿介護課 |
| | | 相談、権利擁護等、包括的支援事業を行います。 | |

※延長保育:保護者の勤務時間等を考慮し、通常の11時間保育の後に30分以上延長して保育を行うこと。

※一時保育:保護者が仕事や病気などのため一時的に子どもを家庭で保育できないときに子どもを預る制度。

※放課後児童クラブ(学童保育): 労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、 保護者に代わって行う保育を行う制度。

※ファミリーサポートセンター: サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所の送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。

※地域包括支援センター:地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|------------------------------------|---|----------------|
| 30 (再掲) | 高齢者と子どもの見守り 体制の構築と地域福祉 活動の推進 | 高齢者等が安心して生活できるよう、ひとり暮らしや高齢者世帯等の実態を把握し、民生委員をはじめ地域住民による高齢者と子どもの見守り等の地域福祉活動を推進します。 | 福祉事務所 長寿介護課 |

| 取組 | 指標項目 | 現況 | 直 | 目標値 | | |
|------|-----------------------|-------|----|--------|----|--|
| 番号 | 旧标块口 | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 | |
| 50 | 延長保育実施箇所数 | 7か所 | 25 | 7か所 | 30 | |
| | 一時保育実施箇所数 | 7か所 | 25 | 7か所 | 30 | |
| 51 | 放課後児童クラブ設置数 | 4か所 | 25 | 4か所 | 30 | |
| 52 | 子育て支援センター設置数 | 1か所 | 25 | 1か所 | 30 | |
| 53 | ファミリーサポートセンター設置数 | 1か所 | 25 | 1か所 | 30 | |
| 54 | 総合相談件数(在宅介護支援センター分含む) | 887 件 | 24 | 1,200件 | 30 | |
| 34 | 権利擁護事業対応件数 | 20 件 | 24 | 30 件 | 30 | |
| 30 | 生き生き地域支え合いの実施地区 | 46 地区 | 24 | 52 地区 | 30 | |
| (再掲) | 緊急通報システム利用者 | 36 人 | 24 | 40 人 | 30 | |

重点分野

生涯を通じた健康づくりへの支援

【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活をおくることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件であり、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識や情報を入手し、それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康の問題に直面することもあり、男女がともに理解し配慮する必要があります。

《施策の基本的方向》

① 生涯を通じた男女の健康の保持・増進に向けた支援

男女がともに心身及びその健康についての的確な知識や自己の健康を維持するための手段を身につけることができるよう健康相談や健康教育の充実を図ります。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------|--|---------------------------------------|-------|
| | | 3歳児健診の保護者や出前講座等の参加者に対し、 | |
| 55 | 健康教育 | がん検診の受診勧奨や病気の予防・自己管理の方法 | 健康保険課 |
| | | 等についての健康教育を行います。 | |
| E.C. | 健康相談 | 6 か月児・1 歳児健康診断の際に、その保護者に対し、 | 健康保険課 |
| 56 | () () () () () () () () () () () () () (| 健康相談を行います。 | |
| | | あらゆる場において、心身の健康管理について健康教 | |
| 57 | こころの健康教育 | 育を行います。また、こころ元気講座や支援者向け講 | 健康保険課 |
| 31 | | 正つい健康教育 座等を行うことにより、支援者間での関係づくりを支援し | |
| | | ていきます。 | |

| 取組 | 指標項目 | 現況値 目標値 | | | 票値 |
|-----|------------|---------|----|-------|----|
| 番号 | 番号 | | 年度 | 数值 | 年度 |
| 55 | 健康教育の開催回数 | 11 回 | 24 | 12 回 | 30 |
| 56 | 健康相談の開催回数 | 24 回 | 24 | 24 回 | 30 |
| 5.7 | 各種講座等の開催回数 | 18 回 | 24 | 24 回 | 30 |
| 57 | 各種講座等の参加者数 | 293 人 | 24 | 480 人 | 30 |

② 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*」の理念の普及や性に関する正しい知識など、男女の性をともに理解し尊重する意識づくりを図るための広報・啓発を推進します。

また、子どもを安心して産むことができるよう母体の心身の健康保持と不妊に悩む夫婦への支援 を行います。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|--|---|-------|
| 58 | 性と生殖に関する健康/ 権利(リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ)概念に 関する広報・啓発 | 母性保護と女性の人権尊重の視点から性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう広報・啓発に 努めます。 | 市民協働課 |
| 59 | 妊婦健康診査事業 | 母子手帳交付時に妊婦健康診査受診券(1回~14回) を配布し、費用の一部を助成することにより、妊婦の健 康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。 | 健康保険課 |
| 60 | 不妊治療費助成事業 | 子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくりを推 進するため、不妊治療を受ける夫婦に対して、経済的 支援を行います。 | 健康保険課 |
| 11 (再掲) | 発達段階に応じた性教 育事業 | 性に関する正しい知識をもち、自他の生命や人権を尊重する心を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた性教育を行います。 | 学校教育課 |

※性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ): 平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、生涯にわたって、避妊・妊娠・中絶・出産のすべてのプロセス(過程)において、他者の強制でなく、自ら決定する(いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶなど)権利。安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

重点分野

様々な生活困難を抱える人々への支援

【現状と課題】

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合が高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会を実現するためには、男女共同参画の視点を踏まえて、男女の生活実態や意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等の展開が必要です。

また、高齢期の暮らしは若い時期からの生活の蓄積によって形作られることから、生活意識や働き方など世代横断的な視点で施策を推進することが必要です。特に若年者に非正規雇用者が増加しており、将来設計を描きにくい状態に置かれています。さらに経済的な不安定が結婚や出産を先送りする要因のひとつにもなっています。

世帯構造、雇用・就業構造の変化等のなかで、貧困等生活上の困難を抱える層が広がっていますが、 とりわけ生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親家庭に対する支援を進める必要があります。 また、障害があること、在住外国人であること等に加え、女性であることから複合的に困難な状況におかれている場合等人権尊重の観点からの配慮が必要です。

《施策の基本的方向》

① 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者、外国人等、様々な生活上の困難を抱えている人々が自立し、安心して生活をおくることができるよう生活環境の整備その他必要な支援・サービスの提供を推進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|--|-------|
| 61 | 国民年金制度の普及啓 発と相談事業の実施 | 安定した老後の生活がおくれるよう、国民年金制度の 趣旨について普及・啓発を図るとともに、年金相談を実 施し、市民の相談ニーズに適切に対応します。 | 市民環境課 |
| 62 | 高齢者の社会参画の促進 | 生涯学習の推進を行い交流の場をもうけることで、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、社会参画を促進します。 | 長寿介護課 |
| 63 | 障害者への生活支援 | 地域生活における障害者の日常生活を支援するととも に、適切なサービスを受けられるようサービスの量と質の向上を図ります。 | 福祉事務所 |
| 64 | 消費者啓発事業 | 消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の手口 等、くらしに関する様々な情報を提供します。 | 市民環境課 |

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|------------------------------------|---|----------------|
| 65 | 外国人居住者などへの 支援 | 外国人居住者が安心して日常生活を送れるよう、市民 活動団体等と連携し、地域交流や情報提供を行いま す。 | 市民協働課 |
| 30 (再掲) | 高齢者と子どもの見守り 体制の構築と地域福祉 活動の推進 | 高齢者等が安心して生活できるよう、ひとり暮らしや高齢者世帯等の実態を把握し、民生委員をはじめ地域住民による高齢者と子どもの見守り等の地域福祉活動を推進します。 | 福祉事務所 長寿介護課 |
| 54 (再掲) | 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活 できるよう、地域包括支援センターにおいて総合的な 相談、権利擁護等、包括的支援事業を行います。 | 長寿介護課 |

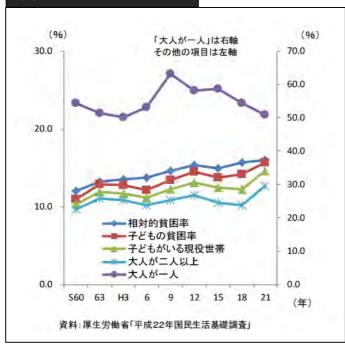
| 取組 | 指標項目 | 現況 | 直 | 目標値 | | |
|------|-----------------------|---------|----|---------|-----|--|
| 番号 | 旧标块口 | 数値 年度 | | 数値 | 年度 | |
| 69 | 生きがい大会や各種高齢者学級開催数 | 173 回 | 24 | 200 回 | 30 | |
| 62 | 高齢者クラブ加入者数 | 1,769 人 | 24 | 2,000 人 | 30 | |
| 65 | 国際交流事業参加者数 | 1,728 人 | 24 | 3,000 人 | 308 | |
| 30 | 生き生き地域支え合いの実施地区 | 46 地区 | 24 | 52 地区 | 30 | |
| (再掲) | 緊急通報システム利用者 | 36 人 | 24 | 40 人 | 30 | |
| 54 | 総合相談件数(在宅介護支援センター分含む) | 887 件 | 24 | 1,200 件 | 30 | |
| (再掲) | 権利擁護事業対応件数 | 20 件 | 24 | 30 件 | 30 | |

② ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への支援

子どもの養育や就業、経済的不安等の様々な困難に直面しやすいひとり親家庭に対し、自立支援 のための施策を推進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|-----------------------|---|-------|
| 66 | ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実 | ひとり親世帯は貧困率が高く、生活困窮から子どもの教育格差と健康への影響が懸念されるため、ひとり親家庭の父・母が経済的・生活的に自立できるように支援を行います。 | 福祉事務所 |
| 67 | ひとり親家庭に関する 相談体制の充実 | 地域とのつながりの希薄化により、子育て中の親の孤立感、不安感、負担感が大きくなっていることから、相談体制の充実を図ります。 | 福祉事務所 |

貧困率の年次推移(全国)



(単位:%)

| | | | | | | | | | · · · ·— | , |
|---|------------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|
| | | S60 | 63 | Н3 | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 |
| - | 相対的貧困率 | 12.0 | 13.2 | 13.5 | 13.7 | 14.6 | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 |
| | 子どもの貧困率 | 10.9 | 12.9 | 12.8 | 12.1 | 13.4 | 14.5 | 13.7 | 14.2 | 15.7 |
| | 子どもがいる現役世帯 | 10.3 | 11.9 | 11.7 | 11.2 | 12.2 | 13.1 | 12.5 | 12.2 | 14.6 |
| | 大人が一人 | 54.5 | 51.4 | 50.1 | 53.2 | 63.1 | 58.2 | 58.7 | 54.3 | 50.8 |
| | 大人が二人以上 | 9.6 | 11.1 | 10.8 | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 10.5 | 10.2 | 12.7 |



政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

【現状と課題】

私たちの生活に関する方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。女性があらゆる分野において政策・方針決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、社会システムを変えていくことの大きな力となります。しかし、本市の政策・方針決定過程への女性の参画はまだまだ不十分な状況にあります。市民の意見を市政に取り入れる審議会・委員会等は、政策や方針を決定する重要な役割を担っていますが、本市の平成25年(2013年)3月31日現在の女性登用率は、24.5%となっています。

今後も引き続き、年代や性別を問わず、幅広く市民が審議会等へ参画しやすくするための体制の整備を行い、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、女性の意見を生かしていくことが必要です。

また、自治会等地域活動における意思決定の場への女性の参画促進や役員等への女性の登用促進、企業や団体等における管理職や役員等への女性の積極的登用を働きかけ、女性の参画拡大を促進する必要があります。

| えびの市における審議会等への女性委員参画状況推移 | | | | | | |
|--------------------------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 調査実施年度 | 委員総数 | 女性委員数 | 女性参画率 | | | |
| 平成 21 年度 | 511 人 | 135 人 | 26.4% | | | |
| 平成 22 年度 | 572 人 | 145 人 | 25.3% | | | |
| 平成 23 年度 | 618 人 | 149 人 | 24.1% | | | |
| 平成 24 年度 | 759 人 | 186 人 | 24.5% | | | |

調査基準日は各年度末日

《施策の基本的方向》

① あらゆる分野における女性の参画の拡大

様々な分野に多様な価値観と発想が取り入れられるよう政策・方針決定過程への女性の参画拡大 を推進します。

また、企業や団体に対し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)への取組が図られるよう啓発に 努めます。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|----|------------|--|------|
| 68 | 審議会等への女性の登 | 審議会等への女性委員の登用を促進し、一つの性に 偏ることのない審議会等の運営を推進するとともに、女 | 関係各課 |
| | 用促進 | 性委員のいない審議会等の解消に努めます。 | |

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|-------------------------------------|--|-----------------------|
| | | 市が設置する審議会等の公募委員について、予め市 の施策に関心のある市民を募集又は団体等に推薦を | |
| 69 | 審議会等公募委員候 補者登録事業 | 依頼し、応募又は推薦された市民を公募委員候補者と して登録し、委員登用に繋げることにより、男女を問わ | 財政課 |
| | | ずさらに市民に市の施策等に関心をもってもらうととも に、行政への参画の推進を図ります。 | |
| 70 | 議員と女性の懇話会の開催 | 市内に居住する女性の市議会活動に対する関心や理解を深めるため、市民活動団体と連携し、市議会議員と各種団体等の女性との意見交換を実施します。 | 議会事務局 |
| 71 | 各種団体への女性参画 の働きかけ | 各種団体に対し、男女共同参画の理解を広め、女性の 積極的な参画を推進します。 | 関係各課 |
| 72 | 市民参画制度の推進 | 性別に偏らない多様な市民意見を市政に反映するため、審議会をはじめ、市民提案制度等の多様な機会を活用し、男女の市政への参画を推進します。 | 関係各課 |
| 73 | 事務分担における男女 平等の推進 | 男女を問わず、職員の能力開発を促し、その能力や経験を重視した事務分担の推進に努めます。 | 総務課 |
| 37 (再掲) | 農業関係審議会等における女性参画の推進 | 女性農業者の意見・見識を反映させるため、委員公募 の際、関係団体に女性の推薦を依頼するなど、企画立 案・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。 | 畜産農政課 農業委員会事 務局 |
| 48 (再掲) | 企業等での積極的改善 措置(ポジティブ・アクション)の広報・啓発 | 企業等における積極的改善措置の取組を促進するため、関係機関との連携により情報提供等に努めます。 | 市民協働課 |

| 取組 | 指標項目 | 現況値 | | 目標値 | |
|----|--------------------|-------|----|-------|----|
| 番号 | | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 |
| GO | 審議会等における女性の登用率 | 24.5% | 24 | 30.0% | 30 |
| 68 | 女性委員がいない審議会等の数 | 4 | 24 | 0 | 30 |
| 69 | 公募委員候補者のうち女性の占める割合 | I | ı | 35.0% | 30 |
| 70 | 懇話会の実施回数 | - | 1 | 1 回 | 30 |
| 72 | 市民提案制度実施数 | 1 | 24 | 5件 | 30 |

② 女性の人材育成と情報収集・整備

あらゆる分野で男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりの個性を尊重するとともに、その 人が潜在的に持つ能力を引き出し、高めていくことが重要であることから、女性の人材育成に努めま す。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------|------------|----------------------------|---------|
| | 女性の人材発掘と情報 | 女性の市政への関心を高め、各分野への登用を促進 | |
| 74 | 収集 | するため、人材発掘に関する情報の収集・提供を図りま | |
| | · 以来 | す。 | |
| | | 女性団体・グループ、NPO**等の学習活動の支援、リ | |
| 75 | 女性の学習グループの | ーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとと | 市民協働課 |
| 75 | 支援 | もに、参画した女性の活動成果の普及促進に努めま | 社会教育課 |
| | | す。 | |
| 76 | 市職員に対する研修機 | 男女を問わず、職員の意識改革や能力向上を図るた | 総務課 |
| 10 | 会の充実 | め、研修機会の充実に努めます。 | 形心4分 p木 |
| | | 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に | |
| 15 | 女性の生涯にわたる学 | おける活動に参画するための力をつけるため、女性 | 社会教育課 |
| (再掲) | 習機会の充実 | の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応 | 江云钗月跃 |
| | | する生涯にわたる学習機会を充実させます。 | |



男女共同参画による活力ある地域づくりの推進

【現状と課題】

家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域での男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

しかし、地域では、高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化等様々な変化が生じており、男女が共に役割を担わなければ立ち行かない状況となっています。地域力を高め、持続可能な地域社会を築いていくためには、地域における男女共同参画が不可欠となります。

東日本大震災をはじめとする多くの災害経験から、地域や避難所など様々な場において、自治会等の 地域組織が中心となった支え合いや助け合いが行われ、地域コミュニティの重要性が再認識されました。 また、避難所の運営を通して、女性の視点を持って対応していくべき多くの課題も明らかになっていま す。震災における経験を今後に生かし、次の世代に引き継いでいくためにも、それぞれの地域のつなが りを深め、暮らしを営む男女が共に支え合っていく必要があります。

そのためにも、男女共同参画の視点のもとに、個々の創意を生かした地域づくりを進めていく必要があり、避難所の運営に限らず、地域における方針決定の場への女性の一層の参画が求められています。なお、地域における男女共同参画を推進していく上では、市民一人ひとりや地域組織のみならず、NPOや企業などの多様な主体の連携を深めていくことが大切となります。

《施策の基本的方向》

① 地域活動における男女共同参画の促進

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりをもち、地域活動における男女の参画の偏りや運営上の役割の偏りが解消されるよう、地域運営協議会をはじめ自治会等に対し啓発を行います。

また、誰もが、地域活動・市民活動への参画を通じて自己実現を図れるよう環境の整備を推進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 | |
|----|--------------|----------------------------|-------|--|
| | | 自治会や地域運営協議会の運営に際して、多様な年 | | |
| 77 | 地域社会に対する啓発 | 齢の男女が参画し、多様な意見が反映されるよう、地域 | 市民協働課 | |
| | | 社会に対し、男女共同参画に関する啓発を行います。 | | |
| | | 多様な地域活動の場の提供や充実を図るために、地 | | |
| 78 | 地域活動の拠点整備 | 域活動の拠点となるコミュニティセンターの計画的な整 | 市民協働課 | |
| | | 備推進とともに自治公民館の整備を支援します。 | | |
| | 夕送わま足公光活動の | 地域づくりの担い手としてのボランティアやNPOなど、 | | |
| 79 | 多様な市民公益活動の支援 | 多様な市民活動団体による公益的な活動を支援しま | 市民協働課 | |
| | | す。 | | |

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------|-------------|--------------------------|-----------------------|
| | | 多様な市民活動の場の提供や充実を図るために、市 | |
| 80 | 市民活動の拠点整備 | 民公益活動の拠点である市民活動支援センターの機 | 市民協働課 |
| | | 能を充実させます。 | |
| | | 男女共同参画についての気づきと意識の浸透が図ら | |
| 3 | 地域コミュニティ活動の | れるよう、地域住民が参画し多様な視点から地域課題 | 士 日 均 (|
| (再掲) | 支援 | を解決するための取組を行う自治会や運営協議会に | 市民協働課 |
| | | 対し支援します。 | |

《成果指標》

| 取組 | 取組指標項目 | | 現況値 | | 目標値 | |
|----|----------------|----|-----|---------------|-----|--|
| 番号 | 指标模目 | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 | |
| 80 | 市民活動支援センター利用者数 | _ | - | 延べ 1,000 人 | 30 | |

《施策の基本的方向》

② 防災、その他の分野における男女共同参画の促進

性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる地域社会を形成するため、これまで、男性中心とされていた防災等の分野への女性の参画を促進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|--------------------------------|--|-------|
| 81 | 男女共同参画の視点に 立った地域防災計画の 推進 | 避難所における授乳スペースの設置や、着替えスペースの確保等、一人ひとりの人権に配慮した避難所の運営等、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めます。 | 総務課 |
| 82 | 地域における防災意識の向上 | 市民が災害や防災について意識し、被害を少しでも軽減できるように、男女の参画による自主防災組織の充実を図るとともに、防災意識の向上を図ります。 | 総務課 |
| 83 | 消防団の充実 | 女性の視点を取り入れた消防団活動の充実を図ります。 | 総務課 |
| 31 (再掲) | 地域における防犯対策の推進 | 市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や 犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、安全・安心な まちづくりを進めるとともに、防犯意識の高揚のため、広 報・啓発に努めます。 | 市民協働課 |

| 取組 | | 現況値 | 目標値 | | |
|------------|-------------|-----|-----|-----|----|
| 番号 | 161示块口 | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 |
| 31 (再掲) | 青色パトロール支援事業 | 2か所 | 24 | 4か所 | 30 |

③ 多様な主体の連携・協働によるまちづくりの推進

男女共同参画の視点を活かしつつ、多様な主体が連携・協働しながら地域の諸課題を解決し、まちづくりに取り組むことができるよう市民参画に関わる施策を推進します。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|---------------------|---|-------|
| 53 (再掲) | ファミリーサポートセンタ ー事業 | 地域が協働して子育てを支援できるよう、ファミリーサポートセンターを設置します。なお、事業の積極的な周知を行い、お願い会員、お助け会員、利用件数の増加につながるように努めます。 | 福祉事務所 |
| 62 (再掲) | 高齢者の社会参画の促進 | 生涯学習の推進を行い交流の場をもうけることで、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、社会参画を促進 します。 | 長寿介護課 |
| 72 (再掲) | 市民参画制度の推進 | 性別に偏らない多様な市民意見を市政に反映するため、審議会をはじめ、市民提案制度等の多様な機会を 活用し、男女の市政への参画を推進します。 | 関係各課 |
| 79 (再掲) | 多様な市民公益活動の 支援 | 地域づくりの担い手としてのボランティアやNPOなど、 多様な市民活動団体による公益的な活動を支援しま す。 | 市民協働課 |
| 80 (再掲) | 市民活動の拠点整備 | 多様な市民活動の場の提供や充実を図るために、市 民公益活動の拠点である市民活動支援センターの機 能を充実させます。 | 市民協働課 |

| 取組 | | 現況値 | | 目標値 | |
|------------|-------------------|---------|----|---------------|----|
| 番号 | 1日1本央口 | 数值 | 年度 | 数値 | 年度 |
| 53 (再掲) | ファミリーサポートセンター設置数 | 1か所 | 25 | 1か所 | 30 |
| 62 | 生きがい大会や各種高齢者学級開催数 | 173 回 | 24 | 200 回 | 30 |
| (再掲) | 高齢者クラブ加入者数 | 1,769 人 | 24 | 2,000 人 | 30 |
| 72 (再掲) | 市民提案制度実施数 | 1 | 24 | 5件 | 30 |
| 80 | 市民活動支援センター利用者数 | _ | _ | 延べ 1,000 人 | 30 |

④ 国際理解と国際協力の推進

男女共同参画社会の実現は国際的な課題であり、世界中の女性の地位向上とすべての女性と男性の人権が守られる社会を目指して、市民一人ひとりが男女共同参画の視点をもって国際理解を深めることができるよう交流会や情報提供を行います。

| 番号 | 男女共同参画の取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------|------------|--------------------------|-------|
| 0.4 | 国際的な取組について | 男女共同参画に関する諸外国の状況や国際的な動向 | 市民協働課 |
| 84 | の情報提供 | について情報を収集し提供します。 | 中氏 |
| | 外国人居住者などへの | 外国人居住者が安心して日常生活を送れるよう、市民 | |
| 65 (再掲) | | 活動団体等と連携し、地域交流や情報提供を行いま | 市民協働課 |
| (1316) | 支援(再掲) | す。 | |

| 取組 | 指標項目 | 現況 | 直 | 目標化 | 直 |
|---------|------------|---------|----|---------|----|
| 番号 | 拍标模目 | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 |
| 65 (再掲) | 国際交流事業参加者数 | 1,728 人 | 24 | 3,000 人 | 30 |

第5章

計画の推進

1. 市の推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、かつ、その取組内容は多岐の分野にわたるため、すべての職員が「男女共同参画社会の実現」を目指すという共通認識をもつことが重要です。

職員に対し、男女共同参画の視点を浸透させるとともに、市民協働課を中心として関係各課が連携を 図り、横断的に取組を進めていきます。

2. 国、県、近隣自治体との連携

計画の推進にあたっては、国、県、近隣自治体などとの連携を図りながら、推進していきます。

3. 市民、事業者等との連携・協働

市は、市民、事業者などと、課題解決に向けた情報共有に努めながら、市民参画と協働により、施策を推進し、男女共同参画社会の実現を図ります。

4. 計画の進行管理

本計画に位置づけた施策の進捗状況を的確に把握するために、条例第4条第4項の規定に基づき、進 捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。

計画が目指す数値目標

| 取組 | 指標項目 | 現況 | 直 | 目標値 | <u>直</u> |
|----|----------------------------|---------|----|---------------|----------|
| 番号 | 担保模口 | 数值 | 年度 | 数值 | 年度 |
| | 社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合 | 20.8% | 24 | 30.0% | 29 |
| 1 | 固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という | 31.9% | 24 | 50.0% | 29 |
| | 考え)にとらわれない市民の割合 | 01.0 /0 | 21 | 00.070 | 20 |
| 2 | 男女共同参画フォーラム、セミナー参加者数 | 463 人 | 24 | 500 人 | 30 |
| 19 | 家庭相談員数 | 2 人 | 25 | 2 人 | 30 |
| 30 | 生き生き地域支え合いの実施地区 | 46 地区 | 24 | 52 地区 | 30 |
| 50 | 緊急通報システム利用者 | 36 人 | 24 | 40 人 | 30 |
| 31 | 青色パトロール支援事業 | 2か所 | 24 | 4か所 | 30 |
| 36 | 就職説明会女性参加者数 | 9人 | 24 | 15 人 | 30 |
| 46 | 登録企業数 | 2 件 | 24 | 5件 | 30 |
| 49 | 男性のための料理教室の開催回数 | 6 旦 | 24 | 6 旦 | 30 |
| 50 | 延長保育実施箇所数 | 7か所 | 25 | 7か所 | 30 |
| 30 | 一時保育実施箇所数 | 7か所 | 25 | 7か所 | 30 |
| 51 | 放課後児童クラブ設置数 | 4か所 | 25 | 4か所 | 30 |
| 52 | 子育て支援センター設置数 | 1か所 | 25 | 1か所 | 30 |
| 53 | ファミリーサポートセンター設置数 | 1か所 | 25 | 1か所 | 30 |
| 54 | 総合相談件数(在宅介護支援センター分含む) | 887 件 | 24 | 1,200 件 | 30 |
| 94 | 権利擁護事業対応件数 | 20 件 | 24 | 30 件 | 30 |
| 55 | 健康教育の開催回数 | 11 回 | 24 | 12 回 | 30 |
| 56 | 健康相談の開催回数 | 24 回 | 24 | 24 回 | 30 |
| 57 | 各種講座等の開催回数 | 18 回 | 24 | 24 回 | 30 |
| 01 | 各種講座等の参加者数 | 293 人 | 24 | 480 人 | 30 |
| 62 | 生きがい大会や各種高齢者学級開催数 | 173 回 | 24 | 200 回 | 30 |
| 02 | 高齢者クラブ加入者数 | 1,769 人 | 24 | 2,000 人 | 30 |
| 65 | 国際交流事業参加者数 | 1,728 人 | 24 | 3,000 人 | 30 |
| CO | 審議会等における女性の登用率 | 24.5% | 24 | 30.0% | 30 |
| 68 | 女性委員がいない審議会等の数 | 4 | 24 | 0 | 30 |
| 69 | 公募委員候補者のうち女性の占める割合 | _ | _ | 35.0% | 30 |
| 70 | 懇話会の実施回数 | _ | - | 1 回 | 30 |
| 72 | 市民提案制度実施数 | _ | _ | 5 件 | 30 |
| 80 | 市民活動支援センター利用者数 | - | - | 延べ 1,000 人 | 30 |